

店舗登録規約

「奈良市省エネ家電購入促進事業」（以下「本事業」という。）は、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に基づき、物価高騰対策及び家庭における温室効果ガス排出量削減を目的として、省エネ性能の高い家電製品（要領第2条に定めるものをいう。）の購入を促進するために実施する事業です。登録店舗は、奈良市民への補助対象省エネ家電の販売時に、補助金相当額の値引きを行い、奈良市長に対し補助金の交付申請を行います。奈良市長は、提出された申請書類を審査の上、適正と認められる場合には、当該登録店舗に対し、補助金を交付します。

本規約は、本事業において補助対象者となるべく店舗登録を行う家電販売業者に適用されます。

第1条 登録店舗

- 登録店舗とは、補助金の交付を申請するために要領に基づき事前に奈良市に店舗登録申請を行い、承認された者をいいます。ただし、当該登録は奈良市が登録店舗として登録された店舗に対して何らその優良品を認定したものではありません。
- 登録店舗情報若しくは登録店歴情報に変更が生じた場合又は店舗登録を取り下げる場合は、当該登録店舗は速やかに奈良市に報告しなければなりません。

第2条 補助金の交付申請手続き

補助金の交付申請にあたり、登録店舗は、奈良市が提供する補助金申請のための Web フォームより遅滞なく交付申請兼交付請求をしなければなりません。奈良市は、提出された交付申請等書類に不備又は不足を発見した場合、通知又は電話により確認を行います。登録店舗は奈良市からの確認について、指定される期限までに回答又は不足書類等を提出しなければなりません。

第3条 登録店舗の義務

登録店舗は、以下に掲げる事項全てについてその責任と義務を有します。

- 奈良市が作成する要領等（本規約を含む。）及び奈良市が行った告知・発表等（以下「マニュアル等」という。）に定める事項を厳守すること。
- 奈良市民を含む消費者等に対して、本事業について適切に説明を行うこと。
- 補助対象省エネ家電を購入する奈良市民に対し、本事業について説明し、補助を受けて家電を購入することとなった場合、奈良市が提供する「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書」（以下「誓約書」という。）への署名を求めること。
- 補助対象省エネ家電購入者に本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示を求め、購入者が「誓約書」に記載した住所及び氏名等が相違ないことを確認すること。
- 本事業の補助を受けて販売する補助対象省エネ家電については、「誓約書」に記載された購入者の住所へ登録店舗（又は登録店舗から業務を受託した者）が配送又は設置まで行うこと。
- 補助金の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施すること。
- 奈良市が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を随時確認すること。
- 奈良市から交付される予定の補助金相当額分を、購入者の購買価格（税込価格）より値引きすること。
- 奈良市が、本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（補助対象省エネ家電の設置場所の調査を含む。）に協力すること。
- 奈良市が、本事業の効果検証のために行う調査に協力すること。
- 補助金に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

第4条 本事業の留意点

登録店舗は、本事業の補助金申請にあたり以下の留意点について理解しておかなければなりません。

- 本事業の予算には限りがあり、交付申請は予算上限に達した段階で受付を終了すること。よって、可能な限り早い時期に交付申請することが望ましいこと。なお、交付申請は補助金申請フォームへの入力による先着順に受け付ける。
- 本事業の対象となる家電製品は、要領第2条に規定する補助対象省エネ家電に限ること。
- 補助金の交付については、要領第3条に規定する補助対象者の要件を満たす者に限ること。

第5条 従業員等への周知

従業員等（従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。）に対して、登録店舗の業務、義務、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第6条 禁止事項

登録店舗（登録店舗にならうとする者を含む。）及びその従業員等は、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

- 不正、虚偽により登録店舗の登録を受け、又は登録を申請すること。
- 自らの不正、虚偽により、又は購入者の不正、虚偽を知りながら補助金の交付を受け、又は交付申請をすること。
- 登録店舗が同一の購入者に対する補助対象省エネ家電の販売に当たり、奈良市及び他の同種の助成金等の交付を受けること。
- 消費者等に対して、本事業の制度又は奈良市の名称、商標若しくは呼称等を用いて、登録店舗が取り扱う製品の優良品又は有利性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること。
- 奈良市に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される奈良市との間の契約上の地位について、奈良市の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転し又は担保に供すること。
- 奈良市及び消費者等を誹謗中傷する、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること。
- その他、奈良市が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び奈良市との信頼関係を損なう一切の行為。

第7条 不適切な行為に対する処分

奈良市は、登録店舗が、虚偽その他不正の手段により本事業の手続きを行い、若しくは要領の規定に違反する行為を行った場合には、店舗登録又は補助金の交付決定を取り消すことができます。この場合において、登録店舗から業務を受託した者が不正手続きを行ったときは、当該登録店舗が当該業務を受託した者とともに不正手続き等を行ったものとみなします。

第8条 補助金の返還

- 奈良市は、前条の措置と併せて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。
- 前項による返還命令を受けた登録店舗は、速やかに補助金の全額又は一部を奈良市に返還しなければなりません。なお、本規定は、登録店舗から値引きを受けた購入者が、当該値引き分を登録店舗に返還することを妨げるものではありません。

第9条 本規約の変更等

奈良市が本規約を変更するときは、本事業のホームページにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、当該変更が登録店舗一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができます。変更後の本規約については、奈良市が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第10条 免責

- 奈良市は、本事業に関して登録店舗（登録店舗にならうとする者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、奈良市の故意又は重大過失によるものである場合には、奈良市は、登録店舗に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとします。
- 奈良市は、本事業に関して、登録店舗と購入者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第11条 奈良市による個人情報の利用

本事業において奈良市が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、奈良市情報セキュリティ基本方針が適用されます。登録店舗は、購入者が奈良市に提供する購入者の個人情報について、奈良市情報セキュリティ基本方針に従って利用、保管及び管理等されることについて、「誓約書」への署名によって購入者の了承を得るものとします。

第12条 秘密保持義務及び個人情報保護義務

- 登録店舗（登録店舗にならうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、申請フォームの認証ID及び認証キーを含む、奈良市から開示される技術上及び営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、奈良市の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
- 登録店舗は、本事業上の義務を利用する目的に限り、秘密情報を複製、加工及び利用することができます。
- 登録店舗は、奈良市から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄又は消去に要する費用は、登録店舗が負担するものとします。
- 登録店舗は、秘密情報及び個人情報の安全な管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
- 奈良市が要求する場合、登録店舗は、秘密情報及び個人情報の管理状況を奈良市に報告するものとします。また、奈良市は、登録店舗に対し、事前の書面による通知により、奈良市が登録店舗の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録店舗の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。

第13条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、奈良市と登録店舗又は登録店舗にならうとする者との間に生じた紛争については、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 補則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとします。